

23年7月20日
農林水産省生産局

牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウムの検出について

1. 原発事故後の対応

- (1) 3月19日に、原発周辺県に対して、飼料・水・飼養場所等の注意事項（飼料については、事故前に刈り取り屋内に保管していたものを使うようにすること）を通知。
- (2) 4月14日に、生産した肉・乳が食品衛生法の暫定規制値を超えないようにするための粗飼料中の放射性物質の目安を通知。
- (3) 4月22日に、粗飼料中の放射性物質の目安を踏まえた飼料生産・利用等について通知。

2. 経緯

(1) 福島県

① 南相馬市の事案

7月8～9日にかけて、市内の肥育農家1戸が出荷した肉用牛11頭の牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出〔当該11頭は市場には一切流通していないことを確認〕。当該農家の稲わら〔自らの水田で原発事故後収穫〕からも高い放射性物質を検出（75,000Bq/kgのセシウム検出）。なお、これより以前に、当該農家より6頭が出荷・流通しており、全ての牛肉から規制値を超えるセシウムを検出。

② 浅川町の事案

7月14日、町内の肥育農家1戸が、原発事故後に収穫された稲わら（97,000Bq/kgのセシウム検出：白河市の業者から購入）を肉用牛に給与し、既に42頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔 ※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
42頭のうち、基準超：10頭、基準内：9頭 〕

③ 郡山市、相馬市、喜多方市の事案

7月16日、当該市内の肥育農家5戸が、原発事故後に収穫した稲わら（最大50万Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に84頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
84頭のうち、1戸で基準超：1頭。基準内：7頭〕

- ④ 二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市、会津坂下町の事案
7月18日、当該市町内の肥育農家7戸が、原発事故後に収穫した稲わら（最大69万Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に411頭が出荷され流通していたことが判明。
〔牛肉については調査中〕

(2) 宮城県

◎ 登米市、栗原市の事案

7月15日、当該市内の肥育農家3戸が保管していた原発事故後に収穫した稲わらからセシウムを検出（最大3,647Bq/kg）。なお、これら農家から肉用牛は出荷されていないことが判明。

(3) 新潟県

◎ 長岡市の事案

7月18日、当該市内の肥育農家2戸が、宮城県の業者から購入した稲わら（最大20,600Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、うち1戸から既に24頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
24頭のうち、基準内：1頭〕

(4) 山形県

◎ 尾花沢市、飯豊町、白鷹町の事案

7月18日、当該市町内の肥育農家4戸が、宮城県の業者から購入した稲わら（最大18,100Bq/kgのセシウム検出）を肉用牛に給与し、既に70頭の肉用牛が出荷され流通していたことが判明。

〔※ 現段階での牛肉からのセシウム検出状況
70頭のうち、基準内：4頭〕

【全体状況】

- (1) 問題となった稲わらを給与し肥育牛を出荷した農家数：
19戸〔うち福島県14戸〕
(2) 出荷された当該肥育牛頭数：637頭〔うち福島県543頭〕
(3) このうち食品衛生法に基づく暫定規制値を超えた牛肉が見つかったのは3戸（いずれも福島県）。また、これら3戸から出荷された牛は74頭

3. 対策

(1) 飼養管理の緊急調査

福島県内の肉用牛飼養農家（対象：計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の全ての牛飼養農家〔230戸〕及びその他区域の肉用牛飼養農家〔281戸〕）に対する緊急立入調査〔現地確認、聞き取り、放射線量測定検査等〕を実施し、7月18日に対象全戸の調査を完了。

(2) 東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査

原発事故後に収集された高濃度のセシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、複数県で牛に給与されていたため、東北・関東地域の各都県で原発事故後に収集された稲わら等が、全国の畜産農家において飼料又は敷料として利用されているか等について調査を実施し、7月21日までに報告するよう依頼。

(3) 福島県産牛肉の出荷制限

7月8日以降、原発事故後も水田に放置されていた稲わらを肉牛に給与したためと見られる、福島県産牛肉からの食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムの検出例が報告され、現在も多くの事案が調査継続中であることに対応し、7月19日に、原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、福島県で飼養されている全ての牛のと畜場への出荷を差し控えるよう、福島県知事へ指示。

(4) 資金の融通・償還猶予、配合飼料代金支払猶予等の要請

7月19日、牛肉から食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されたことにより影響を受ける畜産農家等への資金の円滑な融通及び既貸付金の償還猶予等について要請するとともに、経営に深刻な影響を受け配合飼料代金の支払いが困難となっている農家への支払猶予について要請。

(5) 自給飼料が不足する畜産農家支援

原発事故に伴う放射性物質等により自給飼料の利用が困難となった畜産農家に対する、代替飼料費の支払猶予の取組、国産粗飼料や代替輸入粗飼料の被災地域への供給の取組に対して支援。



22消安第9976号
22生畜第2385号
平成23年3月19日

関東農政局生産経営流通部長
消費・安全部長 } 殿
東北農政局生産経営流通部長
消費・安全部長 }

消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんが降下する可能性があります。

これに関連して、3月19日、福島県の1農場から採取された原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

また、茨城県産のほうれんそうからも食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

現時点では、原乳の汚染原因は判明していませんが、福島原子力発電所の状況によっては、大気中の放射線量が通常よりも高いレベルになる可能性が否定できないことから、放射性物質の家畜への暴露の防止・低減を通じて畜産物の汚染を防止・低減するために、生産者に対し、下記の飼養管理事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都県に対して通知・指導していただくようお願いいたします。

記

大気中の放射線量が通常よりも高いレベル(注)で検出された地域においては、以下に留意すること。

- 1 乾牧草(サイレージを含む)を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り・保管されたもののみを使用すること。さらに、
 - (1) 事故の発生時以降も屋内で保管されたものを使用すること。
 - (2) 屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたものを使用すること。これらを使用する際には、包材の外装を念のため布でふきとったり、水洗いする等してから包材を開けること。
- 2 家畜の飲用水については、貯水槽にふたをするなど降下する粉じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
- 3 放牧を当面の間行わないこと。

注) 大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出されたことのある地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等(<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>)を参照)のデータをご覧ください。

畜産農家の皆様へ

原子力発電所における事故に伴い、通常よりも高いレベルで放射線量が検出されている地域があります。

このような地域では、粉じん等に付着して落下してくる放射能をもつ物質（放射性物質）が飼料や水にかからないよう、当面の間、飼養管理に当たっては以下の点に注意してください。

1 飼料

家畜に放射性物質がかかった牧草、乾草、サイレージなどの飼料を与えることがないように、

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、ラップ等で空気に触れない状態で保管されたものだけを使いましょう（念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。）。

2 家畜の飲用水

飲用水が落下してくる放射性物質に汚染されないように、

- (1) 水道水や井戸水を使用し、わき水や流水等の使用は避けましょう。
- (2) 貯水槽には蓋をしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で水を与えることは避けましょう。

3 その他

舎外で飼養すると、水、草や土から放射性物質を摂取する可能性があります。当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

注) 大気中の放射線量については、以下等をご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>

平成23年3月29日

東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所の 事故に伴う農作物等に関する農業技術情報（第5報）

福島県農林水産部

1 営農に関する考え方

県におきましては、原発事故に伴う放射性物質による土壌汚染及び営農への影響等について、国等と連携しながら鋭意検討を進めているところです。

これらの状況を踏まえ、農家の皆さんには予定している農作業を延期し、しばらく様子を見ていただくようお願いします。

作業の遅れに伴う技術対策については、随時、情報を提供しますので、これらの情報を参考に営農計画を立てていただくようお願いします。

2 農作物等に関する当面の技術対策

抜 料

(8) 家畜の管理

ア 原乳は出荷停止期間中、自己所有地内でたい肥化処理や埋設等を行ってください。
なお、廃棄した原乳の量を記録しておいてください。

イ 搾乳

家畜への負担、健康状態を観察して搾乳を行ってください。

低泌乳牛、分娩前の牛は、乾乳を早めに行うようにしてください。

ウ 飼料

原発事故の発生前に刈り取った飼料で、倉庫など屋内で保管された飼料を利用するようにしてください。解放された保管場所では、乾草や稲わら等をシートで覆うなどして保管してください。

屋外で保管されたロールペールラップサイレージは、開封前にラップ等を布で拭くか、水洗いしてください。

写

23消安第456号
平成23年4月14日

東北・関東管内都県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について

東京電力(株)福島第一原子力発電所(以下「原発」という。)の事故に伴う放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知)により、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、原発事故前に刈り取り・保管された乾牧草(サイレージを含む)のみを使用することや放牧を当面行わないこと等の留意すべき点について、生産者に周知・指導をお願いしているところです。

今後、牧草の収穫等の作業が始まりますが、現在も原発からの放射性物質の放出が続いている状況です。こうした中、収穫される牧草や生産されるデントコーン等の飼料作物等の粗飼料を介した放射性物質の牛への暴露の防止・低減を通じ、牛乳や牛肉が食品衛生法上の暫定規制値を超えないようにするための当面の目安として、今般、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値を下記のとおり設定しました。今後生産される粗飼料を使用する場合は、暫定許容値内のものを使用し、食品衛生法上の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産することが重要であると考えておりますので、その旨生産者への周知・指導をお願いします。

また、大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域においては、飼料からの牛への放射性物質の暴露・低減を図るためには、牧草等の放射性物質の含有量を把握することが有効であることから、当該地域においては、これらに関する調査を行うようお願いいたします。

記

1 粗飼料(牧草、わら、飼料作物等)中の放射性物質の暫定許容値(注)

(1) 乳用牛(経産牛及び初回交配以降の牛)に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値

- ・放射性ヨウ素 1kg当たり(実重量)70ベクレル
- ・放射性セシウム 1kg当たり(実重量)300ベクレル

(2) 肥育牛（出荷前短くても 15 ヶ月程度以降の牛）に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料

- ・放射性セシウム 1 k g 当たり（実重量）3 0 0 0 ベクレル

(3) (1) 及び (2) 以外のその他の牛に給与される、粗飼料中に含まれることが許容される放射性物質の最大値等

- ・放射性ヨウ素 農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料

- ・放射性セシウム 1 k g 当たり（実重量）5 0 0 0 ベクレル

注) ① 暫定許容値は、乳用牛から生産される生乳や、通常の肥育期間（15 ヶ月以上）で肉用牛から生産される牛肉が食品の暫定規制値を超えないように、現在の科学的知見に基づいて設定しています。（ただし、水等粗飼料以外からの影響は考慮していません。）

② 放射性ヨウ素は半減期が短いことから、収穫時に暫定許容値を上回っていても、収穫後に一定期間保管することにより、暫定許容値を下回ります。

③ 暫定許容値は、家畜が摂取する際の粗飼料実重量当たりの濃度であり、対象には放牧地の牧草も含まれます。

2 牧草等の放射性物質含有量調査

大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域においては、牧草等の放射性物質含有量の定点調査を行い、その結果を当省に伝達するとともに、生産者に周知するようお願いします。

定点調査の実施方法等については、別途、お知らせします。

畜産農家の皆様へ (その2)

- 1 現在も、原子力発電所からの放射性物質の放出が続いていますので、通常よりも高いレベルの放射線量が検出されている地域では、引き続き、粉じん等に付着して落下してくる放射性物質が飼料や水にかからないよう注意して、飼養管理を行ってください。(http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/pdf/seisan_110321.pdf)
- 2 今後牧草の刈り取り等粗飼料の生産シーズンを迎えます。
- 3 過去に通常よりも高いレベルの放射線量が検出されている地域では、放射性物質の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するため、以下を目安にしてください。

<粗飼料中の放射性物質の目安>

	放射性セシウム	放射性ヨウ素
乳牛用	300Bq/kg	70Bq/kg
肉牛用	300Bq/kg	農産物の出荷制限地域以外で生産*
その他の牛用	5000Bq/kg	

※野菜類の放射性ヨウ素が暫定規制値(2000Bq/kg)を上回っていない地域

- 4 安全な牛乳や牛肉が生産できるよう、放射性物質濃度がこの目安を超えない粗飼料を牛へ給与しましょう。
- 5 今後も引き続き、情報やデータを収集し、必要に応じて目安を見直します。

詳しくは、「牛用粗飼料の放射性物質の暫定許容値Q&A」をご覧ください。

この目安に関するお問い合わせは

消費・安全局畜水産安全管理課 小原、林
代表：03-3502-8111 (内線4546)
ダイヤルイン：03-6744-1708



23生畜第110号
平成23年4月18日

福島県農林水産部畜産課長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
食肉鶏卵課長

計画的避難区域等からの家畜の移動等について

平成23年4月15日付け23生流第110号により照会のありました、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの家畜の移動等につきましては、下記に留意して具体的な手順書を作成し、これに基づき行うよう関係者へのご指導をお願いいたします（厚生労働省と協議済み。）。

記

1 農場から搬出する際の検査・除染

(1) 牛の移動に当たっては、貴県の家畜保健衛生所の職員等が、搬出する全頭をサーベイメーターで検査し、10万cpmを超えた場合には農家に除染の実施を指示することとし、農場からは10万cpm以下の牛のみを搬出することとする。その際、当該職員等は、搬出する全頭につきチェックリスト（別紙1及び2）を作成し、牛1頭毎に飼養管理状況の適否、検査結果の数値、除染の実施の有無等の記録を行う。

(2) なお、除染が必要となった牛を飼養する農場から搬出を行う車両については、家畜保健衛生所の職員等の立会いの下で、出車時にタイヤの除染を行う。

2 と畜以外の目的で移動する牛の扱い

(1) 繁殖雌牛及び子牛については、その所有者が移動先を予め福島県に届け出た上で、移動先の地域を管轄する家畜保健衛生所又は市町村の職員等が、牛の到着を確認し、移動先の管理責任者に対し、チェックリスト（別紙3）に基づいた管理を行わせ、管理責任者が作成する当該チェックリスト等により当該牛が他所に移動していないことの確認を行う。

(2) なお、他県に移動する場合にあつては、農林水産省から移動先の都道府県に情報提供するので、福島県は、移動先の情報を農林水産省に提供することとする。

肉用牛等移動・出荷前管理チェック表

1 飼養者の経営概要

飼養者氏名	住 所・電話番号	経営形態	飼養頭数
		該当欄をチェックして下さい 繁殖経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営 <input type="checkbox"/> 育成経営（乳雄） <input type="checkbox"/> 酪農経営 <input type="checkbox"/>	繁殖雌牛： 子 牛： 肥育牛： 搾乳牛：

2 飼養管理状況

以下の項目について該当する欄をチェックして下さい。

- (1) 家畜は事故以降屋内で飼養されていますか、放牧されていますか
 ①屋内 ②放牧
- (2) 粗飼料（購入粗飼料を含む）は、事故以前に収穫され、屋内やラッピングによりで保管されていたものですか
 ①はい ②いいえ （具体的に記入： _____）
- (3) 配合飼料は、タンクや袋に入れられて保管されているものですか
 ①はい ②いいえ （具体的に記入： _____）
- (4) 水はどのようなものを与えていますか。
 ①水道水 ②井戸水 ③川や沢の水

3 受入先（出荷先）：

記入日	月 日	記入者氏名	所 属
-----	--------	-------	-----

注：一貫経営の場合は、繁殖と肥育についてそれぞれ作成すること

23生畜第186号
平成23年4月22日

東北農政局生産経営流通部長
関東農政局生産経営流通部長 あて

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故（以下、「事故」という。）の発生による放射性物質を含む粉じんの降下に対応した家畜の飼養管理については、「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（平成23年3月19日付け22消安第9976号、22生畜第2385号畜水産安全管理課長、畜産振興課長通知）（以下、「関係課長通知」という。）により、各県を通じた指導をお願いしているところです。

今般、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成23年4月14日付け23消安第456号畜水産安全管理課長通知）に基づいて、食品の暫定規制値を超えない牛乳や牛肉を生産するための目安として、粗飼料中の放射性物質の暫定許容値が定められるとともに、牧草等の放射性物質の定点調査（以下、「定点調査」という。）が進められることとされたところです。

このような中、安全な畜産物の生産を図るための対応策として、今後得られる定点調査結果に応じた粗飼料の取扱いや、飼養管理上の留意事項等について、以下のとおり整理したので、貴局管内の各県に対し、周知されるようお願いいたします。

なお、今後とも飼料の生産・利用について知見の収集を図り、留意事項の見直しや追加を行うこととしておりますので申し添えます。

記

1 定点調査結果が得られるまでの対応

大気中の放射線量が通常より高いレベルで検出された地域（注）にあつては、引き続き、関係課長通知に基づく対応を行うこと。

注）大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出された地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等（<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/2011031miyagi/monitoring.html>）のデータを参照すること

2 定点調査結果が得られた後の対応

(1) 定点調査結果又は県が行う粗飼料の放射性物質測定試験の結果（以下、「調査結果等」という。）が粗飼料の暫定許容値を下回る場合

各県においては、調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、別表を参考とし、事故後（平成23年3月11日以降）に収穫された粗飼料の使用や放牧が可能かどうか判断するものとする。

また、その判断にあたっては、原乳等の出荷制限・解除の状況を考慮することとする。

(別表) 放牧や事故後に収穫した粗飼料の使用が可能な地域の目安

	乳用牛 (経産牛及び初回交配以降の牛)	肉用牛 (出荷前短くとも15ヶ月程度以降の牛)	その他の牛 (乳用牛及び肉用牛以外の牛)
セシウム	<p>①各県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った県 (初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った県)</p> <p>②または各県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>①各県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が300Bq/kgを下回った県 (初回の調査結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った県)</p> <p>②または各県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て300Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が300Bq/kgを超過した場合は3回連続して300Bq/kgを下回った地域)</p>	<p>定点調査または県が行う牧草の放射性物質測定試験の結果が5,000Bq/kgを下回った地域</p> <p>注) ただし、これまでの農産物の定点調査事例の変動等を踏まえ、一定の数値上昇が見られた例があることから、3,000Bq/kgを1つの目安として、これを超えた場合は次の結果においても5,000Bq/kgを下回ることを確認してから判断することが望ましい。</p>
ヨウ素	<p>①各県内3ヶ所以上の全ての定点調査地点において、初回の牧草の調査結果が70Bq/kgを下回った県 (初回の調査結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った県)</p> <p>②または各県が行う粗飼料の放射性物質測定試験実施地点を3点以上含む地域において、初回の試験結果が全て70Bq/kgを下回った地域 (初回の試験結果が70Bq/kgを超過した場合は3回連続して70Bq/kgを下回った地域)</p>	農産物の出荷制限が課されていない地域	農産物の出荷制限が課されていない地域

※ 大気中の放射線量が通常のレベルであった地域にあつては、その限りでない。

(2) 調査結果等が粗飼料の暫定許容値を上回る場合

調査結果等や農産物の出荷制限の実施状況を踏まえ、草丈が収穫可能となった段階で、できるだけ早期に刈刈りにより刈取りを行い、再生草の確保を図ること。

その際、刈取った草については給与を見合わせ、保管すること。刈取った草の取扱いについては、飼料としての使用方法や廃棄等の取扱いについて、追って通知する。それまでの間、堆肥への混入、すき込み、焼却等を行わないこと。

3 平成23年産の飼料作物の作付けについて

現時点で作付けの制限は行わない。今後、関係機関等が行う作付け後の飼料作物や土壌の放射性物質の濃度についての調査結果を踏まえ、飼料作物の収穫・使用については追って通知する。

4 その他飼養管理に関する留意事項等

(1) 調査結果等を踏まえ、経営内の家畜に異なる粗飼料を給与する場合は、飼料庫の区分、粗飼料の包装への表示（大きくマジックで表示するなど）及び飼料の給与状況の記帳などにより、各家畜向け飼料の分別管理及び適正給与を徹底すること。

(2) 貯水槽のふたや飼料タンクの密閉など降下する粉じん等の家畜の飲用水等への混入を防止するための措置については、引き続き講ずること。

(3) 屋外運動場については、放牧が可能な地域において、清掃、除草等により、放射性物質の摂取の防止策が十分に講じられる場合、その利用を可能とする。

なお、その他の屋外運動場の利用を可能とするため、客土等による屋外運動場の放射性物質の濃度低減対策や家畜飼養管理方法による放射性物質の摂取防止対策等について知見を収集し追って通知する。

写

23生畜第811号
平成23年7月9日

東北農政局生産流通部長 殿
関東農政局生産流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）

平成23年7月8日から9日にかけて、福島県南相馬市から東京都に出荷された牛肉から、暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

牛肉が汚染されるに至った原因究明については、厚生労働省や福島県等関係者と協力しながら鋭意進めているところであり、当該結果に基づき改めて対応につき通知する予定ですが、貴職におかれましては、下記の家畜の飼養管理に関する事項について、貴局管内都県に対して再度確認・徹底していただくよう指導をお願いします。

記

- 1 平成23年3月19日付け消費安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（22消安第9976号・22生畜第2385号）に沿って、適正な家畜の飼養管理を行うこと。
- 2 飼料の給与については、上記1の他、平成23年4月22日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（23生畜第186号）及び、平成23年6月8日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について」（23生畜第440号）等の関連通知に沿って、適正に給与すること。
- 3 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域からの牛の出荷の際、平成23年4月18日付け生産局畜産部畜産振興課長・食肉鶏卵課長連名通知「計画的避難区域等からの家畜の移動等について」（23生畜第110号）によるチェックリストの記入に当たっては、飼養者から可能な限り詳細に聞き取りを行うこと。

写

23生畜第853号

平成23年7月14日

東北農政局生産経営流通部長
関東農政局生産経営流通部長 } 殿

生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理に係る指導の再周知について
(再周知状況の報告依頼)

平成23年7月8日から9日にかけて、緊急時避難準備区域から食肉として出荷された牛11頭から、食品衛生法の暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。

このため、7月9日に家畜の適正な飼養管理に係る事項について、貴局管内県に対して再度確認・徹底していただくよう指導をお願いしたところです。

当該牛については、原発事故後の4月上旬まで水田に放置されていた稲わらが給餌されていた等、飼養管理が適正でなかったと考えられます。

上記の状況を踏まえ、これまでに定点調査結果等に基づく牧草等の利用制限が行われた貴局管内の各県から下記の関連通知の周知状況等について確認を行い、下記1については、7月20日(水)、2については8月5日(金)(繁殖雌牛等については8月12日(金))までに生産局畜産振興課まで御報告いただくようお願いいたします。

記

- 1 平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」(22消安第9976号・22生畜第2385号)、平成23年4月22日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」(23生畜第186号)及び、平成23年6月8日付け生産局畜産部畜産振興課長通知「調査結果が暫定許容値を上回る地域において刈取り、保管している牧草等の取扱い等について」(23生畜第440号)等の関連通知に沿った適正な飼養管理に係る全酪農家及び肉用牛農家への再周知状況について、別紙1により報告すること。なお、再周知にあたっては別添を参考とされたい。
- 2 上記通知に基づく家畜の飼養管理状況について、各県において関係機関・団体の協力を得つつ、全酪農家及び肉用牛農家より聞き取りを行い、別紙2により報告すること。

23生畜第861号
平成23年7月15日

東北農政局生産経営流通部長 殿
関東農政局生産経営流通部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長
生産流通振興課長

原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について（依頼）

本年7月14日までに、福島県内の複数の農家において、原子力発電所事故後（3月11日以降）に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、これまで平成23年3月19日付け消費・安全局畜水産安全管理課長・生産局畜産部畜産振興課長連名通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について」（22消安第9976号・22生畜第2385号）等により、原子力発電所事故を踏まえた家畜の適正な飼養管理について周知してきたところですが、特に原子力発電所事故後に収集された稲わら・麦わら・牧草等（以下、「稲わら等」という。）については、貴局管内の岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県に対し、下記のとおりその飼料及び敷料としての利用に関する指導等を行うよう依頼願います。なお、1（1）及び2（1）の調査結果については、7月22日までに報告願います。

記

1 畜産農家等に関する指導等

（1）畜産農家等に関する聞き取り調査

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用していないか等について、関係団体等と連携し、別紙1により聞き取り調査を行い、その調査結果について別紙2により各農政局に報告すること。

（2）利用自粛に関する指導について

肉用牛及び乳用牛を飼養する畜産農家に対し、原子力発電所事故後に収集された稲わら等を飼料及び敷料として利用しないよう指導すること。（ただし、牧草を平成23年7月9日付け「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（再確認）」（23生畜第811号）の2に従って適正に給与する場合を除く。）

2 稲作農家等に関する指導等

(1) 稲作農家等に関する聞き取り調査

稲作農家から畜産農家等への稲わら及び麦わらの供給状況について、市町村、関係団体等と連携し、別紙3により聞き取り調査を行い、その調査結果について各農政局に報告すること。

(2) 販売・譲渡の自粛に関する指導について

稲作農家等の稲わらを収集・販売する者に対し、原子力発電所事故後に、ラップ等で包装されることなくほ場等の屋外に放置されていた稲わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。また、原子力発電所事故後に収集された麦わらを畜産農家に販売又は無償譲渡しないよう指導すること。なお、指導にあたっては別添を参考とすること。

写

23生畜第877号
平成23年7月19日

北海道農政部長
各地方農政局生産経営流通部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

東北・関東地域からの稲わら等の流通・使用等に関する調査について
(依頼)

今般、本年3月11日の東京電力の福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故という。」）の発生以降に収集された高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、複数県で牛に給与されていることが明らかとなったところです。

このため、東北・関東地域の下記1の各都県で原発事故以降に収集された稲わら、麦わら及び牧草等（以下、稲わら等）が全国の畜産農家において飼料又は敷料として使用されているかどうか及び現在も保有されているかどうかについて、貴局管内の各都道府県に対し、関係機関・団体等からの聞き取り等による調査を行い、別紙により7月21日までに報告いただくよう依頼願います。

なお、下記2の各都県に対しては、平成23年7月15日付け生産局畜産部畜産振興課長・生産流通振興課長通知「原子力発電所事故を踏まえた稲わら等の利用に関する指導等について」（23生畜第861号）により、稲わら等の使用の有無についての同旨の調査を実施するようお願いしているところですが、調査の提出期限を7月22日から同月21日に変更したことについて併せてご連絡願います。

記

- 1 青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、山梨県、長野県
- 2 岩手県、宮城県、福島県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県

畜産農家への稲わら等の流通・使用等に関する調査

これまでに高濃度の放射性セシウムを含む稲わらが県境を越えて流通し、肉用牛に給与されていたことが明らかとなりました。

このため、原子力発電所事故（3月11日）以降に、東北・関東地域で原子力発電所事故の影響を受けた地域から購入した稲わら等の使用及び保有の有無について、関係機関・団体から聞き取り等を行い、以下の様式に記入いただき御報告願います。

【〇〇県】

実態の有無	具体の地域・内容
<p style="text-align: center;">有</p> <p style="text-align: center;">（もしくは）</p> <p style="text-align: center;">無し</p>	<p>〇〇農協が〇〇県より事故後収穫の稲わらをA畜産農家に供給。当該農家は飼料として給与。</p> <p>△△業者が△△県より事故後収穫の稲わらを購入し、B畜産農家に供給。当該農家は敷料として利用。</p> <p style="text-align: center;">県内の農家への当該地域からの稲わら等の供給はない。</p>

平成23年7月18日
福島県保健福祉部
福島県農林水産部

放射性物質が検出された稲わらを給与した肉牛について

二本松市1戸、本宮市1戸、郡山市2戸、須賀川市1戸、白河市1戸、会津坂下町1戸の肉用牛農家において、放射性セシウムが含まれている稲わらを肉牛に給与していたことが判明し、併せてこれらの農家から既に411頭の肉牛が出荷され、流通したことが明らかとなりましたのでお知らせします。

福島県では、当該農場に立入調査を実施し、飼養状況の調査を行い、当該農家に対して当面、肉牛の出荷及び移動の自粛を引き続き要請するとともに、当該稲わらの給与禁止を指導いたしました。

立入調査の際に採取した尿の検査結果は、検出限界値以下～41ベクレル/kgと低い値となっております。

また、当該牛が出荷されたと畜場及びその頭数について、厚生労働省を通じて関係する自治体に情報提供し、流通状況の確認を依頼します。

なお、当該牛肉の残品があれば、放射性物質の検査も併せて厚生労働省を通じて当該自治体に依頼し、検査の結果、放射性セシウムの暫定規制値を超えた食肉については、関係自治体より各事業者に対して自主回収等の指示をしていただくよう依頼します。

県は、今後、県内繁殖牛農家に対する緊急立入調査を行い、適正な飼養管理の再徹底を指導するとともに、牛肉のモニタリング検査の強化に向け、国・関係機関・団体と協議を進めてまいります。

(お問い合わせ先)

農林水産部畜産課 主幹 大崎次郎
電話 024-521-7362 (内線 3227)
保健福祉部食品生活衛生課 課長 大島正敏
電話 024-521-7241 (内線 2770)

(別紙)

1 各農場からの肉牛出荷状況

3月28日から7月6日までに、411頭が出荷されていた。各農家の出荷先及び頭数は以下のとおり。

農家	所在	異動日	出荷頭数	出荷先 [※]
A	二本松市	6月30日から7月1日	2頭	福:1、東:1
B	本宮市	4月12日から7月1日	3頭	福:1、東:2
C	郡山市	4月7日から5月12日	2頭	福:2
D	郡山市	5月12日から6月30日	4頭	福:4
E	須賀川市	3月28日から7月6日	383頭	東:180、群:9、川:1、那:1 兵:192
F	白河市	4月8日から6月3日	13頭	東:12、栃:1
G	会津坂下町	4月21日から6月23日	4頭	東:4

※ 福：(株)福島県食肉流通センター、東：東京都立芝浦と場、川：埼玉県川口と沼場、
那：栃木県那須地区食肉センター、群：(株)群馬県食肉卸売市場、兵：兵庫県西宮市食肉センター

2 肉用牛農家の稲わら等の放射性検査の結果

(単位：ベクレル/kg)

農家	所在	種別	放射性 ヨウ素	放射性セシウム (134 + 137)
A	二本松市	稲わら(購入：昨年秋に収納)	ND	160 [36]
		稲わら(購入：原発事故発生以降に収納)	ND	65,000 [14,772]
B	本宮市	稲わら(昨年秋に収納)	ND	200 [45]
		稲わら(原発事故発生以降に収納)	ND	690,000 [156,818]
C	郡山市	稲わら(昨年秋に収納)	ND	ND
		稲わら(原発事故発生以降に収納)	ND	31,000 [7,045]
		尿	ND	ND
D	郡山市	稲わら(原発事故発生以降に収納)	ND	9,500 [2,159]
E	須賀川市	稲わら(宮城県の業者から事故前購入)	ND	210 [48]
		稲わら(宮城県の業者から事故後購入)	ND	34,000 [7,727]
		尿	ND	ND
F	白河市	※	—	—
		尿	ND	41
G	会津坂下町	稲わら(昨年秋に収納)	ND	ND
		稲わら(原発事故発生以降に収納)	ND	2,300 [523]
		尿	ND	13

注)：○NDは不検出を示す。

○〔 〕は、粗飼料の暫定許容値(300ベクレル/kg)との比較のため、飼料の水分を12%と推定し、水分80%に補正を行った場合の放射線量を参考に示す。

○尿は、原発事故発生以降に収納した稲わらを給与していた肉牛の尿を参考のため検査した。なお、浅川町の事例では530ベクレル/kgであった。

○Dは、7月16日公表のA農家と同一牛舎で飼養していたため、D農家の分析値を参考に掲載した。

※原発事故発生以降に収納した稲わらは敷料として利用済みのためなし。

肉用牛飼養農家の緊急立入調査の結果について

平成 23 年 7 月 18 日
農林水産部畜産課

1 調査対象期間

平成 23 年 7 月 11 日 (月) ~ 7 月 17 日 (日)

2 調査対象農家

- ・計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の全ての牛飼養農家
- ・その他の区域の肉用牛飼養農家

3 調査対象戸数及び肉用牛頭数

・戸数	計画的避難区域等	230戸 [※]	(うち肥育農家戸数 33戸)
	その他の区域	281戸	(うち肥育農家戸数 281戸)
		511戸	(肥育農家戸数 計314戸)
			(※7/10 調査の南相馬市1戸を含む)

・肉用牛頭数	計画的避難区域等	7,819頭	(うち肥育牛頭数4,096頭)
	その他の区域	25,955頭	(うち肥育牛頭数25,955頭)
		33,774頭	(肥育牛頭数 計30,051頭)

4 調査方法

- ・全戸立ち入りによる現地確認、聞き取り、放射線量測定検査
- ・事故後の稲わら給与農家については、稲わら及び尿の分析

5 調査結果

- ・放射性物質に汚染された稲わらの使用が確認された農家戸数
25戸 (給与17戸・敷料8戸)
うち肉牛出荷が確認された農家戸数 14戸
- ・汚染稲わらを給与され、出荷された肉牛頭数 554頭 (3/28~7/13)
※福島 27頭、山形 2頭、宮城 12頭、栃木 3頭、群馬 9頭、埼玉 9頭、千葉 5頭、
東京 281頭、神奈川 14頭、兵庫 192頭

6 該当市町数及び農家戸数

- ・10市町、14戸
郡山市 (4戸)・須賀川市 (1戸)・白河市 (1戸)・喜多方市 (2戸)・
二本松市 (1戸)・本宮市 (1戸)・相馬市 (1戸)・南相馬市 (1戸)・
浅川町 (1戸)・会津坂下町 (1戸)

7 今後の調査

8月3日を目途に、その他の区域の繁殖牛を飼養する農家を対象に調査を実施

(お問い合わせ先)

農林水産部畜産課 主幹 大崎次郎

電話 024-521-7362 (内 3227)

お知らせ

平成23年7月19日
農 林 水 産 省

宮城県の公表資料について

本日、宮城県が県内の肥育牛農家で利用されていた原子力発電所事故後に収集した宮城県産稲わらの放射性物質の検査結果を公表しましたので、その内容をお知らせいたします。

お問い合わせ先

(飼料利用に関するお問い合わせ)

生産局 畜産部畜産振興課

担当者：小倉、小宮

代表：03-3502-8111(内線 4925)

ダイヤルイン：03-6744-2399

FAX：03-3580-0078

(牛肉の流通に関するお問い合わせ)

生産局 畜産部食肉鶏卵課

担当者：猪口、今崎

代表：03-3502-8111(内線 4940, 4944)

ダイヤルイン：03-3502-5989

03-3502-8473

FAX：03-3503-2738

平成23年7月19日
農林水産省生産局

宮城県における事故後稲わらの流通状況等

本日（19日）、宮城県は、県外への事故後稲わらの流通状況について立入調査を行った4業者の概要を公表するとともに、畜産農家への事故後稲わらの利用自粛等の要請や事故後稲わらの検査など、県産牛肉の安全性確保に向けた対応方針を公表。

- 1 事故後稲わらの流通状況として、県外に販売をしている4業者の販売先（6県）、販売数量（1,678ロール、調査中1件）を公表。
- 2 県内畜産農家（肥育牛約900戸等）に対する事故後稲わらの給与の自粛等を要請しているが、収集・給与状況の調査で肥育農家64戸での給与を確認。

県では、農家が所有する稲わらの検査、給与された牛の流通状況調査等を予定。

記者発表資料
 平成23年7月19日
 農林水産部畜産課
 衛生安全班、担当 伊藤、齋藤
 内線：2854
 環境生活部食と暮らしの安全推進課
 食品安全班、担当 金野、大槻
 内線：2644

事故後稲わらの流通状況と今後の対応について

県内において、原発事故後に収集された稲わら（以下、事故後稲わら）で暫定許容値を超える放射性セシウムが確認されたほか、県外に出荷された事故後稲わらからも暫定許容値を上回る測定値が確認されましたので、その概要と今後の対応についてお知らせします。

1 県外への事故後稲わらの流通状況について

○ 立入調査概要

業者名	住所	販売先	販売数量	他県での検査結果等 (Bq/kg) []は、補正值
A業者	大崎市	福島県 山形県	578 ロール	17,600 [4,000] (福島県) 15,800 [3,590] (山形県) 18,100 [4,113] (山形県)
B業者	登米市	新潟県 青森県	50 ロール 72 ロール	10,500 [2,387] (新潟県) 未定
C業者	栗原市	福島県 新潟県 茨城県 山形県	調査中	34,000 [7,727] (福島県) 20,600 [4,682] (新潟県)
D業者	大崎市	山形県 群馬県	378 ロール	他県での検査なし

2 県の対応方針について

(1) 県内畜産農家への要請

肥育牛経営約900戸、繁殖牛経営約4,400戸、酪農経営約700戸に対し、以下のとおり要請した。

- ・ 事故後稲わらの給与を自粛
- ・ 事故後稲わらを給与した牛の出荷を自粛
- ・ 事故後稲わらの敷料利用を自粛

(2) 事故後稲わらの収集・給与状況調査

- ・ 事故後稲わらの収集状況調査
- ・ 肥育牛生産農家のうち、64戸で事故後稲わらの給与を確認。(7/19現在)

(3) 事故後稲わら給与農家の調査

- ・ 給与農家が所有する事故後稲わらの放射性物質測定
- ・ 暫定許容値を超えた稲わらを給与された県内産牛肉の流通状況調査及び在庫があった場合の放射性物質の検査を実施。(出荷地の自治体にも調査依頼)

(4) 事故後稲わらを給与し出荷を自粛した肥育牛への対応

- ・ 給与状況(給与量・給与期間・給与ステージ等)調査

(5) 県産牛肉の安全性の確保

- ・ 事故後稲わらを給与していない県内産牛について、仙台市及び関係機関の協力を得て、出荷前に放射性物質の検査を今月中に開始。

(6) その他

- ・ 畜産農家への指導(飼養管理、経営相談、損害賠償請求など)
- ・ 関係団体に対し代替飼料の流通確保の要請